

静岡県告示第369号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和4年4月26日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

半済北ノ谷B 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番
				次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から13号までを順次結んだ線及び標柱1号と13号を結んだ線に囲まれた区域
菊川市		半済	北ノ谷	78 1号
		〃	〃	83 2号
		〃	〃	83 3号
		〃	〃	85-1 4号
		〃	〃	99-1 5号
		〃	〃	99-1 6号
		〃	〃	99-1 7号
		〃	〃	99-1 8号
		〃	〃	95-2 9号
		〃	〃	95-2 10号
		〃	〃	96 11号
		〃	〃	96 12号
		〃	〃	87 13号